

犯罪被害者等支援の充実を求める意見書

二〇〇四年に犯罪被害者等基本法が成立し、犯罪被害者等は「個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利」の主体であることが宣言され、犯罪被害者等支援施策は一定の前進を果たした。

犯罪被害者等の権利に対応して、国はたゆまず支援施策の充実を進めていく責務を負っているものの、犯罪被害者等の多種多様なニーズに応えられるだけの整備は十分になされていないと言いつても、犯罪被害給付制度は創設されているものの、被害直後から公費によって弁護士の支援を受ける制度や国による被害を受けた財産の補償制度などは未だに実現されていない。さらに、犯罪被害者等支援条例の制定については地域によって格差を残している。

よって、国会及び政府におかれては、次の事項について実施するよう強く要望する。

- 一 犯罪被害者等が民事訴訟等を通じて迅速かつ確実に損害の賠償を受けられるよう、損害回復の実効性を確保するための必要な措置を講じること。
 - 二 犯罪被害者等補償法を制定して犯罪被害者等に対する経済的支援を充実させるとともに、手続的な負担を軽減する施策を講じること。
 - 三 犯罪被害者等の誰もが、事件発生直後から弁護士による法的支援を受けられるよう、公費による被害者等支援弁護士制度を創設すること。
 - 四 性犯罪・性暴力被害者のための病院拠点型ワンストップ支援センターを、都道府県に最低一か所は設立し、人的・財政的支援を行うこと。
 - 五 地域の状況に応じた犯罪被害者等支援施策を実施するため、全ての地方公共団体において、犯罪被害者等支援条例が制定できるよう支援すること。
- 右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和二年十二月十一日

大分県議会議長 麻 生 栄 作

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	山東昭子殿
内閣総理大臣	菅義偉殿
総務大臣	武田良太殿
法務大臣	上川陽子殿
厚生労働大臣	田村憲久殿
内閣官房長官	加藤勝信殿
国家公安委員会委員長	小此木八郎殿
内閣府特命担当大臣(男女共同参画)	橋本聖子殿